

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)
様式

作成日 2024/10/30
最終更新日 2024/10/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2024/10/30
国立大学法人名		京都工芸繊維大学
法人の長の氏名		吉本 昌広
問い合わせ先		075-724-7014 / soumuki@jim.kit.ac.jp
URL		https://www.kit.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>（令和6年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況）</p> <p>【確認の方法】</p> <p>令和6年度第3回経営協議会（令和6年10月9日開催）において、令和5年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見聴取を行い、審議・承認を経た。</p> <p>経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおりである。</p> <p>【経営協議会意見】（原則2-1-3）</p> <p>医工連携担当の学長補佐が任命されていることは評価でき、今後、積極的に連携を進めていただきたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>従前より医工連携に注力しているところであるが、新たに迎えた医大経験者の教授の視点も加え、学内組織の見直しを進めている。具体的には、既存のバイオメディカル教育研究センターの機能の見直し・強化等を進めているところである。</p>
		<p>（令和5年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況）</p> <p>【確認の方法】</p> <p>令和5年度第3回経営協議会（令和5年10月25日開催）において、令和4年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見聴取を行い、審議・承認を経た。</p> <p>経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおりである。</p> <p>【経営協議会意見】（補充原則3-3-3②）</p> <p>学長が適正な法人経営を行うために、学長の業務実績に対する客観的な評価の実施等により牽制機能を十分に働かせることが重要である。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>学長の業務執行状況について、「学長の業務執行状況についての評価の実施に関する要項」を定め、学長選考・監察会議において、毎年度1回定期的に、業務実績、学長との面談、監事の意見等を踏まえ評価を行っており、引き続き適切な運用を図ることにより牽制機能を維持していく。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	更新あり	<p>（令和6年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況）</p> <p>【確認の方法】</p> <p>令和6年9月30日から10月10日かけて、令和5年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見を聴取した。</p> <p>監事からの意見及び対応については、以下のとおりである。</p> <p>【監事意見】（補充原則1-3⑥）</p> <p>人件費の増加や物価高騰による経費の増加など、財政状況が厳しさを増す中で大学のビジョンを実現するためには的確な予算の管理と、執行が欠かせない。そのためにも、将来の経営運営に資することを目的とした過去の予算の執行状況と成果の分析を十分に行うとともに、学長のビジョンを反映した予算編成に努めていただきたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>令和7年度の予算編成に向けては、まず過去の成果の分析の一環として、過去2年間（令和4、令和5年度）の予算執行状況を精査した。今後、予算実施計画の策定に活用する予定である。また、予算執行状況の精査を踏まえて予算を編成するとともに、人件費、施設・設備整備費、光熱水費等の予算編成に大きな影響を与える経費の今後の見込みを把握したうえで、中期（概ね3年間）の予算見通しも作成する予定である。中期の予算見通しについては、毎年度決算終了時はもとより、状況の変化に応じて、随時更新する。</p> <p>また、これまでの予算編成において学長のビジョンを十分に反映できていなかったため、予算編成方針策定時から学長が直接関与することにより、学長のビジョンを反映させ、より実効的かつ戦略的な予算を編成することが可能となるようフローの変更を行った。</p>
		<p>【監事意見】（補充原則3-3-1①）</p> <p>学長選考に当たっては、候補者に対する質問書等の受付や公聴会の開催など、新しい方法が取り入れられていたが、学長選考・監察会議が必要な議論を尽くし、より一層適正に選考を行うことができるよう、選考方法についてさらなる検討を進められたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>学長選考・監察会議では、令和8年度に実施する学長選考に向けて、令和5年度に実施した学長選考に係る実施内容や状況等を検証し、挙げた論点について検討を行っている。</p>
		<p>【監事意見】（原則4-2）</p> <p>法人経営及び教育・研究・社会貢献活動を適切かつ効果的に進めるためには事務局職員の果たす役割が非常に大きい。このため【働き方改革相談窓口】が設置されたところであるが、業務の見直し・平準化や服務規律の順守・職業倫理の向上は事務局機能の強化に必要な事項であり、【働き方改革相談窓口】の在り方も含めて、より効果的な方策を工夫願いたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>働き方改革相談窓口が職場環境改善のために有効に機能しているか検証すると共に、引き続き、職員個々の働き方改革・職場環境改善に対する意識向上や積極的な取組みを促すため、不断の見直しを行う。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	更新あり	<p>（令和5年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況）</p> <p>【確認の方法】</p> <p>令和5年9月19日に面談により、令和4年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見を聴取した。監事からの意見及び対応については、以下のとおりである。</p> <p>【監事意見】（原則2-1-2）</p> <p>構成員との対話の中で得られた構成員の考えや意見については、可能な範囲で施策に反映させるようにご留意願いたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>学長ミーティングで収集した意見を踏まえ、令和4年9月に事務局係員クラス6名による「働き方改革検討チーム」を設置し、事務業務の改善案を検討させた。「働き方改革検討チーム」と事務局管理者との意見交換が行われ、その内容を踏まえ令和5年7月には「公印省略または印影印刷可能な書類の整理や決裁数の削減について」、令和6年3月には「業務の平準化」「階層に応じた役割の明確化・機能化」「服務規律順守・職業倫理向上」について、事務局各課と監査室に対し、不断の改善を求める通知がなされた。また、働き方改革検討チームはメンバーを変えて存続することとなり、引き続き、業務改善に向けた検討がなされている。</p>
	更新あり	<p>【監事意見】（原則4-2）</p> <p>職員の兼業について、職員が兼業許可制度を理解しやすいように、関係資料を見直すなど工夫願いたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>大学HPの学内専用ページに「兼業申請について」のページを作成し、概要や規則、兼業の区分を確認するための業務従事業務判別フロー、兼業手続きマニュアルを掲載した。手続きマニュアルには、許可申請が求められる兼業の例示を記載し、分かりやすくなるよう改訂を行った。</p>
	更新あり	<p>【監事意見】（原則4-2）</p> <p>兼業許可制度の周知や、情報セキュリティ教育の受講等、構成員の理解に必要な情報は確実に提供するよう留意願いたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>兼業に関する規則や手続きをまとめたページを大学ホームページに作成し、令和6年5月7日に事務情報ポータルで通知を行った。</p> <p>また、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ研修を、教職員は8月～9月の間に、学生は10月に実施し、未受講者に対しては、督促やパスワードの初期化又は情報サービスの停止を行うなどの措置を講じることにより、確実な受講を促す予定である。</p>
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則 2-2-1～原則 2-2-3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>本学では、令和 3 年 7 月 1 日に、「大学の理念」の改定を行い、大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた独自性のあるビジョンを掲げ、大学ホームページにて公表している。</p> <p>大学の理念の改定にあたっては、学内に設置した将来構想WTにおいて議論を行うとともに、地方自治体や産業界等の多様な関係者の意見を聴き、社会からの要請の把握に努めている。</p> <p>また、大学の理念／大学の特色を具現化するため、第 4 期中期目標・中期計画を作成するとともに、大学戦略キャビネットにおいて、中期目標・中期計画を達成するための具体的な取組内容や時期、各年度の達成目標等を示したロードマップを策定し、大学ホームページに公表している。</p> <p>・大学の理念／大学の特色 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/</p> <p>・中期目標・中期計画・ロードマップ https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/middle-period-plan/</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>平成28年度に実施した自己点検・評価、平成29年度に実施した外部評価において、目標・戦略の進捗状況を客観的指標により検証し、その検証結果を基に、課題等を抽出のうえ、当該課題等に対する改善方策を策定し、その改善状況を大学ホームページで公表している。</p> <p>また、中期計画・年度計画に掲げた目標・戦略の進捗状況や検証結果を纏めた業務実績報告書を作成し、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果を踏まえた改善状況を大学ホームページで公表している。</p> <p>令和 4 年度からは国立大学法人法の改正により年度計画及び毎年度の業務実績報告は廃止されたが、それに代わる措置として、中期目標・中期計画を達成するための具体的な取組内容や時期、各年度の達成目標等を示したロードマップを策定し、本ロードマップに基づいて毎年度末時点での進捗状況を全学的に検証するとともに、それを基に改善を図った結果等を公表している。</p> <p>・自己点検・評価、外部評価 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/self-monitoring/</p> <p>・業務実績報告書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/report/</p> <p>・国立大学法人評価 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/corporation-evaluation/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>大学の経営及び教学運営に係る権限と責任体制については、「国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則」において制定しており、規則や組織図は、大学ホームページや大学概要等で公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人組織 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/organize/ ・ 管理運営組織図 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/chart/ ・ 教育研究組織図 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/organize/ ・ 事務組織図 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/organize/office_management_org/ ・ 学内規則集 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>大学ホームページにおいて、大学の自主性・自律性に基づき、「本学の理念」の実現に向けて、教育研究・社会貢献機能の一層の向上を目指した「国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針」を公表している。その中で、人材の登用・確保について、「均衡ある年齢構成に留意しつつ、教育研究の一層の向上を目指し、女性や外国人等の雇用促進を進め国内外の多様な人材の登用・確保を図るとともに、障害者雇用についても全学で法定雇用率の達成及び維持に努める。」と明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/jinjikihon220324.pdf
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期的な財務計画は、第4期中期計画において公表し、教育研究の費用及び成果等については、本学独自の取組として、毎年11月頃、前年度決算内容をもとに、本学の理念、将来ビジョン・戦略、ガバナンス体制、教育研究事業に対する資金の投入状況、教育研究の費用及び成果、財務諸表等を分かりやすく整理した「財務報告書」を作成し、大学ホームページで公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期中期計画 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/keikaku220401.pdf ・ 財務報告書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/financial-affairs-information/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>	更新あり	<p>本学の活動と運営を支えている学内外のステークホルダーに対し、財務状況や活動状況を分かりやすい形で提供することを目的に、前年度の決算を基にして、本学の理念、将来ビジョン・戦略、ガバナンス体制、教育研究事業に対する資金の投入状況、教育研究の費用及び成果、財務諸表等を示した「財務報告書」を作成し、大学ホームページで公表している。</p> <p>また、毎年度開催している教育懇談会において、保証人に対し、教育事業に関する資金投入状況について説明を行っている。</p> <p>・財務報告書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/financial-affairs-information/</p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>	更新あり	<p>「京都工芸繊維大学の理念」の実現に向けて教育研究・社会貢献機能の一層の向上を目指した「国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針」（令和4年3月）を定め、人事院や国立大学協会が実施する各階層別研修に毎年職員を派遣するとともに、自己啓発を後押しするプログラムなどを行うことにより、各層に必要な能力の獲得に努めている。令和4年度には、若手職員による働き方改革検討チームを立ち上げ、長期的な視点に立った法人経営能力をもった次世代の幹部候補者の育成を行った。</p> <p>「国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針」は、大学ホームページの「法人情報の公開」で公表している。</p> <p>・国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/jinjikihon220324.pdf</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	更新あり	<p>理事、副学長には、本学の教員、弁護士、民間企業理事経験者、女性を登用し、多様性及び経営層の厚みを確保している。加えて、医工連携担当の学長補佐をはじめ、顧問として元文部科学省事務次官、弁理士、私立大学学長経験者、文化人（茶道前家元）を配し、多方面から本学のビジョン実現のための助言を得る体制を整えている。各理事・副学長の責任・権限を有する業務については、役職に明記しており、大学ホームページや大学概要等で広く公表している。</p> <p>・役職員 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/organize/executive/</p> <p>・大学概要 (P.22) https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/07/gaiyou2024.pdf</p>
<p>補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等に当たっての考え方や選任理由</p>	更新あり	該当しない

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		<p>役員会は、原則、毎月開催のうえ、国立大学法人法及び国立大学法人京都工芸繊維大学役員会規則に規定する法人の重要事項について十分に検討・討議を行い、学長の意思決定を支えている。また、必要に応じて臨時で開催している。役員会の議事録は大学ホームページにて公表している。</p> <p>・役員会規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame11000004.htm</p> <p>・役員会議事録 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/yakuinkaigijiroku/</p>
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	<p>理事、副学長には、弁護士、民間企業理事経験者、女性を登用し、経営層の厚みを確保している。配置された理事、副学長は自身の経験と知見を活かせる業務を担当・掌理し、法人経営・大学運営に寄与している。なお、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているかを明らかにするとともに、その目的に合致する人材の発掘・登用を行っており、その状況については大学ホームページにて公表している。</p> <p>・外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/organize/ (法人の長を補佐する「外部の経験を有する人材」の参画をクリック)</p>
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		<p>経営協議会は、学外委員の意見を聴き、その知見を法人経営に反映させるために、大学・行政・産業界といった分野から委員の選任を行っている。また、学外委員の選考にあたっては、「国立大学法人京都工芸繊維大学経営協議会規則」により、あらかじめ教育研究評議会の意見を聴くこととしており、その際に選考理由を説明し、任命している。</p> <p>また、経営協議会の学外委員の選任にあたっての選考方針及び議題設定などの運営方法の工夫については、大学ホームページにて公表している。</p> <p>・経営協議会の学外委員の選任にあたっての選考方針及び議題設定などの運営方法の工夫 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/minute/</p>
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		<p>大学ホームページにおいて、学長の選考基準、選考方法、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>学長選考基準においては、学長に求める資質及び能力について、6つの項目を示している。</p> <p>具体的な選考方法については、学長選考規則、学長選考の実施に関する要項に定めている。</p> <p>また、選考終了後、速やかに、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>・学長選考・監察会議 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/pres_appointment_committee/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>学長の任期、再任の可否、期間の上限等については、学長の任期に関する規則に定めており、当該規則を大学ホームページで公表している。</p> <p>中期計画の策定及び実施と連動させるため、原則、任期の始期を中期目標期間開始の1年前とし、任期を3年、1回に限り再任可（ただし、就任時期によっては、この限りではない。）としている。</p> <p>・学長の任期に関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000090.htm</p>
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>学長の解任の手続きについては、本学学長解任規則に定めており、当該規則を大学ホームページで公表している。</p> <p>・学長解任規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000096.htm</p>
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>学長の業務執行状況については、「国立大学法人京都工芸繊維大学における学長の業務執行状況についての評価の実施に関する要項」を定め、毎年度1回定期的に、業務実績のほか、学長との面談、監事の意見等も踏まえ評価を行っている。また、評価の結果、必要があると認めるときは、学長に対して助言及び支援することとしている。また、評価結果については、学長本人に提示するとともに、大学ホームページで公表している。</p> <p>・学長の業務執行状況の評価結果 https://www.kit.ac.jp/presidential-election-results/</p>
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		<p>学長選考・監察会議の委員の選任方法及び選任理由については、大学ホームページで公表している。</p> <p>経営協議会委員については、経営協議会において、学長選考・監察会議の審議の継続性、委員の持つ知見・経験のバランス等を考慮のうえ、互選により経営協議会の学外委員の中から5名選出している。</p> <p>教育研究評議会委員については、教育研究評議会において、まず、選出方法（互選・投票等）を審議し、審議の結果、投票により実施することとなったため、教育研究評議会委員（学長・理事を除く）について、監事立会いのもと、5名連記無記名投票（学長選考・監察会議委員としてふさわしいと思う者に「○」を附す方法）を実施し、順位が1位から5位までの者5名を選出している。</p> <p>・学長選考・監察会議の委員の選任方法等について https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/pres_appointment_committee/iinsenkou/</p>
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>令和3年3月1日の学長選考・監察会議で審議を行った結果、大学総括理事を置かないこととなった。今後、大学統括理事を置くこととなった場合には、検討結果に至った理由を公表する予定である。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>「国立大学法人京都工芸繊維大学業務方法書」により、内部統制に関する基本事項を定めるとともに、研究倫理、研究不正、利益相反、安全保障輸出管理、デュアルユース、ハラスメント、兼業、役職員倫理などの学内規程を定め、役職員がこれらを遵守することにより内部統制のシステムを運用している。内部統制に係る規則、体制等は大学ホームページで公表している。内部統制に係る各取組の実施状況は、監事監査等により確認し、その結果を教育研究評議会、役員会等において報告し、必要な改善・見直しを行っている。</p> <p>また、第 4 期中期計画には、内部統制に係る事項を定めており、中期計画の進捗状況については、内部質保証に関する規則に基づき、毎年度自己点検・評価を行い、必要に応じた見直しを行う体制を構築・運用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人京都工芸繊維大学業務方法書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/method/ ・ 内部質保証に関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000476.htm ・ 研究活動の不正行為等の取扱いに関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000054.htm ・ 公的研究費取扱規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000123.htm ・ 公的研究費の不正防止に係る学内責任体系 https://www.kit.ac.jp/uni_index/plan/ ・ 利益相反マネジメント規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000069.htm ・ 安全保障輸出管理規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000228.htm ・ ハラスメント等の防止等に関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000061.htm ・ 職員兼業規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000081.htm ・ 役職員倫理規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000060.htm

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	<p>本学の法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について分かりやすくステークホルダーに提供すべく、大学ホームページ、LINE、X（旧Twitter）、facebook、YouTube、広報誌、プレスリリース、オープンキャンパス等、多様な媒体において、積極的に公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学ホームページ https://www.kit.ac.in/ ・LINE http://line.naver.jp/ti/p/%40k-i-t ・X（旧Twitter） https://x.com/pr_kit ・Facebook https://www.facebook.com/KIT.Kyoto ・YouTube https://www.youtube.com/channel/UCCdmLiQsRJoLzGd2RNAzR1A ・広報誌 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/publish/
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	<p>大学ホームページ、LINE、X（旧Twitter）、Facebook、YouTube、広報誌、プレスリリースなど多様な媒体により、広く本学の取組・活動をPRするとともに、オープンキャンパスにおいて、主に高校生やその保護者を対象とした情報発信を行っているほか、学部生の保証人を対象に、教育内容及び就職等の状況を説明し、率直な意見・感想をいただく機会として教育懇談会を開催するなど対象に応じた積極的な情報発信を行っている。なお、大学ホームページにおいて、受験生、在学生、卒業生、研究者、企業、一般の方といった、対象者別のページを設けるとともに、英語版ページを作成し、海外の留学生や研究者等に向けても発信するなど、対象者の求める情報を適切に受け取れるような工夫を行っている（URLは上記原則4-1を参照）。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	更新あり	<p>学生が身に付けることができる能力をディプロマ・ポリシーに、この能力を修得するために必要な教育プログラムの編成・実施方針をカリキュラム・ポリシーに定め、大学ホームページに公表している。</p> <p>卒業生・修了生の進路状況についても、大学ホームページ等において、進路状況、主な就職先、主な進学先等を公表している。</p> <p>また、学部学生の保証人には教育懇談会の際に、本学の教育方針及び履修・就職等の状況を直接説明し理解を深めていただく機会を設けている。</p> <p>・ディプロマ・ポリシー (学部) https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/05/2024_B-DP.pdf (大学院) https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/05/2024_MD-dp.pdf</p> <p>・カリキュラム・ポリシー (学部) https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/05/2024_B-CP.pdf (大学院) https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/05/2024_MD-CP.pdf</p> <p>・進路・就職 https://www.kit.ac.jp/career_index/</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 https://www.kit.ac.jp/uni_index/publication/</p>